

## 七戸町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 19 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の人口減少、少子高齢化などの喫緊の課題に対し、全庁的な連携体制の確保と戦略的な施策の推進を図ることにより、自立的で持続可能な地域社会を創生するため、七戸町まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の総合的な施策の企画並びに推進に関すること。
- (2) 前号の所掌事務に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他第 1 条の目的達成のため必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第 5 条 本部の庶務は、企画調整課において処理する。

### (委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
本部員	総務課長 庶務課長 企画調整課長 財政課長 税務課長 町民課長 社会生活課長 健康福祉課長 商工観光課長 農林課長 建設課長 上下水道課長 会計課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 学務課長 生涯学習課長 世界遺産対策室長